

税理士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(所属税理士の業務)

第一条の二 省略

2・3 省略

4 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名しなければならぬ。

5 所属税理士は、第三項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名を得なければならない。

6 所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

7 省略

(税務書類等への付記)

第十六条 法第三十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 税理士法人の社員が署名する場合 その所属する税理士法人の名称

二 所属税理士が署名する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称

2・3 省略

第四号様式 (日本産業規格A列4)

指導教授の証明書
(様式部分の改正については省略)

注意事項 省略

第八号様式 (日本産業規格A列4)

改正前

(所属税理士の業務)

第一条の二 同上

2・3 同上

4 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。

5 所属税理士は、第三項の規定により説明を行った場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。

6 所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

7 同上

(税務書類等への付記)

第十六条 同上

一 税理士法人の社員が署名押印する場合 その所属する税理士法人の名称

二 所属税理士が署名押印する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称

2・3 同上

第四号様式 (日本産業規格A列4)

指導教授の証明書
(様式部分の改正については省略)

注意事項 同左

第八号様式 (日本産業規格A列4)

税務代理権限証書

(様式部分の改正については省略)

注意事項 省略

第九号様式 (日本産業規格 A 列 4)

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 省略

第十号様式 (日本産業規格 A 列 4)

税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

税務代理権限証書

(様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左

第九号様式 (日本産業規格 A 列 4)

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左

第十号様式 (日本産業規格 A 列 4)

税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
(様式部分の改正については省略)

注意事項 同 左